



社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎふ 環境保全 VOL. 71

• 発行 •
平成19年
7月15日

行政ニュース

◆フロン回収破壊法の改正について
(平成十九年十月一日施行)

岐阜県環境生活部地球環境課



あいさつ	理事長就任ごあいさつ	
	(社)岐阜県産業環境保全協会理事長 坂 志郎	2
特 集	(社)岐阜県産業環境保全協会第36回通常総会	3
	・協会の新執行体制	5
	・各委員会の委員名簿	7
あいさつ	就任ごあいさつ	
	岐阜県環境生活部長 高田 幸三	8
	岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 正木 秀明	9
	岐阜県環境生活部不法投棄監視課長 奥村 政文	10

行政ニュース	フロン回収破壊法の改正について(平成19年10月1日施行)	
	岐阜県環境生活部地球環境課	11

振興局だより	自然環境の保全活動について~「ウシモツゴ観察会」の実施~	
	岐阜県中濃振興局中濃事務所環境課	13

シリーズ	わがまちの産業廃棄物問題と対策 中津川市長 大山 耕二	15
------	-----------------------------	----

講 演	産業廃棄物を巡る最近の諸問題	
	講師 (社)全国産業廃棄物連合会専務理事 大塚 元一	16
協会だより	(社)岐阜県産業環境保全協会	
	委員会の開催	26
	電子マニフェスト説明会の開催	26
	(社)全国産業廃棄物連合会	
	第23回通常総会の開催	27
	連合会長表彰	27
	中部地域協議会	
	中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催	27
	専務理事会議の開催	28
	岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催	28
	岐阜県環境推進協会通常総会の開催	28
	産業廃棄物処理関係講習会の受講結果	28
	新規加入会員の紹介	29
	社名変更の紹介	30
お知らせ	電子マニフェストシステムの加入申込み	31
	許可の有効期限にご注意	33
	協会への入会のおすすめ	34
	会費の納入は便利な口座振替で	35
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法	36
編集後記		38

表紙写真 「苗床つくり」(可児市花フェスタ記念公園)	フォト飛水 中島壮一
----------------------------	-------	------------

理事長就任ごあいさつ



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理 事 長 坂 志 郎

このたび、第36回通常総会及び臨時理事会におきまして、理事長にご指名を頂きました、坂 志郎と申します。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

さて、廃棄物は、産業活動や日常生活の営みに伴って必ず発生します。これを適法、的確に、そして着実に処理をするのが、私たちの責務であります。

岐阜県は、昔から飛山濃水と称されていますとおり、すばらしい景観と恵まれた大地を有しております、これを祖先から受け継いだように、次世代にしっかりと引き継いでいかねばなりません。

また、資源の利用は、私たちの生活に不可欠ですが、地球への過大な負担をかけています。これらの負担を、最小限に食い止めなければ、現在の生活を維持し、次の世代に引き継いでいくことができません。地球上の限りある資源を有効に活用し、浪費を避け、循

環利用を図ることが、極めて重要な課題になっています。

産業廃棄物に関する状況は、大変厳しいものがありますが、私ども協会は、資源の有効利用を図るべく、産業界と手を携え、地域の発展と社会への貢献のため、努力をしていかねばなりません。

なお、私、微力ではありますが、中本前理事長が築かれた路線を引き継ぎ、このたび選出されました役員の皆さんと一緒にになって、この2年間がんばってまいります。よろしくお願ひ申し上げまして、就任のご挨拶とさせていただきます。



第36回通常総会を開催

平成18年度事業報告・収支決算、役員改選の承認

第36回通常総会が、去る6月22日(金)岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において、多数のご来賓のご臨席を頂き、盛大に開催されました。

総会では、提案された議題は、慎重に審議され、全ての議案が原案どおり可決承認されました。

また、理事長挨拶は、中本理事長が体調不良により欠席のため、代わって後藤副理事長が挨拶を申し上げました。

挨 捂

「地域の環境を守り、地域の発展に貢献する」をテーマに協会事業活動を推進

本日、ここに第36回通常総会を開催致しましたところ、来賓各位を始め、会員皆様の多数のご出席を頂き、盛大に挙行することが出来ましたことは、誠に有り難く、厚く御礼申し上げます。

当協会は、平成元年に、県、市町村並びに業界挙げてのご支援により設立され、平成9年には、公益法人としての組織強化を更に進めるため、「社団法人岐阜県産業環境保全協会」と名称を変更し、今日を迎えたのであります。

この間、地域社会のご期待に応えるべく、皆様とともに、協会発展に努めてまいりました。現在、会員は500名に近く、設立当初の3倍以上となりました。これもひとえに、県を始め、行政機関、諸団体各位のご指導、ご支援の賜であり、心から感謝申し上げる次第です。

さて、21世紀は、環境の時代と言われ、地球温暖化防止における、排気ガス抑制や、クリーンエネルギーへの転換等、環境問題への取組は、世界の国々の大きなテーマです。先ほどの、ドイツでのサミットでも、メインテー



第36回通常総会

マとなっていました。これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄の社会を脱し、持続可能な、循環型社会を構成することが、急務となっております。

「環境を守り、産業を育てる」、当協会の目的を今一度振り返り、心を新たにして、協会の事業活動を行っていく必要があります。

国におかれましては、法を守れない人には、廃棄物業界から撤退させるべく、構造改革として、優良化政策を推進しておられます。一つには、コンプライアンス（法令遵守）、二つには、優良性基準適合認定制度の導入、三つめには、「電子マニフェスト」の普及、などであります。我々は、これらを成し遂げ、信頼を得ていくことが必要であります。そうした努力を更に積み重ねていかねばなりません。

特 集

ん。

我々は、地域の環境を守り、地域の発展に貢献するため、今まで以上に研鑽し、技術開発に努め、協会員同士のネットワークをより密接にし、どんな課題にも応えられる、そんな会員に成長していく必要があります。また、出来ると思います。新しいビジネスに向け、事業を展開されるよう、大いに期待致しております。皆さん、力を合わせてがんばりましょう。

本日の総会は、平成18年度の事業報告及び収支決算について、ご審議頂きたく存じます。また、2年任期の役員の改選の年であります。役員の選任をお願い致します。十分なご審議を賜りたいと存じます。よろしくお願ひ致します。

終わりに、本日ご多用の中、ご臨席賜りました、ご来賓の皆様に対しまして、心から、感謝し、御礼を申し上げます。今後とも、当協会に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、ご挨拶と致します。



統いて、来賓祝辞に移り、岐阜県知事（高田幸三環境生活部長代読）及び岐阜県議会議長（安田謙三副議長代読）が祝辞を述べられ、岐阜市長からの祝電を披露した後、議事に入りました。

議事は、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を議長に選出し、最初に第1号議案平成18年度事業報告と第2号議案平成18年度収支決算について慎重に審議し、いずれも原案どおり可決承認されました。

統いて、第3号議案役員の改選について審議し、退任される理事長の中本貞実様、理事

の加藤光貞様、松田康利様、三島 誠様、水谷重雄様、監事の佐藤敏一様、専務理事の種田昌史様の後任を除いて、役員は原則再任とし、理事7名、監事1名を新たに選任することで、可決承認されました。直ちに、臨時理事会を開催して、理事長、副理事長、専務理事の互選を行い、理事長に坂志郎氏（新任）を、副理事長に清水道雄氏（再任）と後藤利夫氏（再任）を、専務理事に高木正弘氏（新任）を選任しました。



第36回通常総会会議場正面で挨拶する新役員

この後、再開の総会で新役員が紹介され、坂志郎新理事長が新役員を代表して就任の挨拶を述べました。

統いて、当協会の役員として特に多年にわたり当協会の運営にご尽力された方々に対して、当協会から感謝状と記念品を贈呈する旨の紹介があり、閉会しました。

○ 感謝状贈呈者のご紹介

中本 貞実 様（前理事長）
水谷 重雄 様（前理事）
佐藤 敏一 様（前監事）

協会の新執行体制

第36回通常総会において、役員の改選が行われ、臨時理事会で理事長、副理事長及び専務理事が互選されました。顧問及び役員は、次のとおりです。

役職名	氏名	会員区分	会社名等	備考
顧問	桑田宜典	一		
理事長	坂志郎	特別	元岐阜県議会議長	新任
副理事長	清水道雄	正	寿和工業(株) 代表取締役社長	
	後藤利夫	正	岐阜県家庭紙工業組合 顧問	
専務理事	高木正弘	特別	(社)岐阜県産業環境保全協会	新任
理事	白井清三	正	日本ウエストン(株) 取締役会長	
	兼松誠吾	賛助	中濃地域産業廃棄物処理推進協議会 会長	新任
	粥川長司	正	(株)粥川商店 代表取締役	
	木村虎男	正	(株)研木村 代表取締役会長	
	國本吉男	正	(株)國本起業 代表取締役	
	清水利康	正	笠置産業(株) 取締役	
	杉下武夫	正	(有)丸武産業 代表取締役	新任
	鈴木孝郎	正	大王製紙(株) 可児工場 工場長代理	
	鈴村兼利	正	平成舗道(有) 会長	
	高井信夫	正	タカイ商事(株) 代表取締役社長	
	竹中靖	正	(株)市川工務店 監査役	
	津田芳朗	賛助	岐阜県メッキ工業組合 代表理事	新任
	丁明夫	正	(株)マテリアル東海 代表取締役	
	丹羽武	正	(有)丹羽建材 代表取締役	
	野々村清	正	(株)野々村商店 代表取締役	
	野村清晴	正	フジムラサービス(株) 代表取締役	
	萩義弘	賛助	恵那地域産業廃棄物処理推進協議会 会長	新任
	服部康夫	賛助	岐阜県環境推進協会 事務局長	新任
	山口繁	正	中部淨化工業(株) 代表取締役	
	山田輝幸	正	(株)山田林業 代表取締役	新任
	山田範明	賛助	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会 会長	
監事	大村辰男	正	(株)丸大興業 会長	
	高木雅浩	賛助	岐阜県管設備工業協同組合 理事	新任

理事会員構成 計25名 (内 訳 正会員 18名、賛助会員 5名、特別会員 2名)

第1回理事会開催

平成19年度第1回理事会が、平成19年5月17日(木)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」において開催されました。



第1回理事会

この理事会においては、次の議案が審議され、いずれの議案も全会一致で原案どおり可決承認されました。

第1号議案 平成18年度事業報告

第2号議案 平成18年度収支決算

第3号議案 第36回通常総会の開催

第4号議案 新規加入会員の承認

また、この後、協議事項「役員の改選」に移り、中本理事長から、任期満了に伴う役員改選方針について「理事定数は、前期同様、定款上限の25名とし、役員は、退任される方を除いて原則再任とする」旨の説明があり、役員候補者名簿案のとおり、通常総会に提案することを全会一致で決定しました。

第2回理事会開催

平成19年6月22日(金)午後4時30分から岐阜市内の「岐阜グランドホテル」において開催

されました。

この理事会において、委員会の委員任期が満了するため、委員会の委員構成について提案し、また、理事長報酬額の決定、顧問の委嘱、新規加入会員の承認についても審議が行われ、いずれも原案どおり全会一致で可決承認されました。



第2回理事会

6月22日開催の第2回理事会において、各委員会の委員が改選されました。委員長及び副委員長は、次回（7月26日・27日開催予定）の各委員会で互選されます。

各委員会の委員名簿

区分	氏名 (50音順)	会員区分	役職名	会社等
総務委員会 8名	大村辰男	正会員	監事	(株)丸大興業 会長
	國本吉男	正会員	理事	(株)國本起業 代表取締役
	熊崎守男	正会員		東海公営事業(株) 代表取締役
	清水道雄	正会員	副理事長	寿和工業(株) 代表取締役社長
	鈴木孝郎	正会員	理事	大王製紙(株)可児工場 工場長代理
	鈴村兼利	正会員	理事	平成舗道(有) 会長
	高井信夫	正会員	理事	タカイ商事(株) 代表取締役社長
	萩義弘	賛助会員	理事	恵那地域産業廃棄物処理推進協議会 会長
研修指導委員会 8名	臼井清三	正会員	理事	日本ウエストン(株) 取締役会長
	小塙貞彦	正会員		小塙メタル(株) 代表取締役
	後藤利夫	正会員	副理事長	岐阜県家庭紙工業組合 顧問
	丹羽武	正会員	理事	(有)丹羽建材 代表取締役
	林久仁	正会員		(株)美濃環境保全社 代表取締役
	山田輝幸	正会員	理事	(株)山田林業 代表取締役
	山田範明	賛助会員	理事	可茂地域産業廃棄物処理推進協議会 会長
	若山三代子	正会員		(株)池田環境保全 代表取締役
広報編集委員会 8名	天池孝一	正会員		青協建設(株) 代表取締役社長
	大野安一	正会員		山村碎石(株) 取締役
	兼松誠吾	賛助会員	理事	中濃地域産業廃棄物処理推進協議会 会長
	川合清和	正会員		(株)カワイ工業 代表取締役会長
	野々村清	正会員	理事	(株)野々村商店 代表取締役
	野村清晴	正会員	理事	フジムラサービス(株) 代表取締役
	服部康夫	賛助会員	理事	岐阜県環境推進協会 事務局長
	山口繁	正会員	理事	中部淨化工業(株) 代表取締役
適正処理委員会 8名	石田信正	正会員		岐阜代用燃料(株) 代表取締役
	粥川長司	正会員	理事	(株)粥川商店 代表取締役
	木村虎男	正会員	理事	(株)研木村 代表取締役会長
	杉下武夫	正会員	理事	(有)丸武産業 代表取締役
	高木雅浩	賛助会員	監事	岐阜県管設備工業協同組合 理事
	竹中靖	正会員	理事	(株)市川工務店 監査役
	津田芳朗	賛助会員	理事	岐阜県メッキ工業組合 代表理事
	丁明夫	正会員	理事	(株)マテリアル東海 代表取締役

春の定期人事異動

岐阜県環境生活部長に高田幸三氏が着任。また岐阜県環境生活部廃棄物対策課長に正木秀明氏が、岐阜県環境生活部不法投棄監視課長に奥村政文氏が着任されました。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部長 高田幸三

本年4月の異動で、岐阜県環境生活部長に就任いたしました高田でございます。本誌面をお借りしまして一言御挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、日頃より環境行政とりわけ廃棄物行政の推進につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、県政におきましては、「活力ある地域づくり」「安全・安心な地域づくり」「地域を支える人づくり」を平成19年度県政推進の三つの柱といたしまして、大交流時代の活力を取り込むとともに社会的課題にきめ細かに対応し、政策総点検を踏まえた17のビジョン・計画に基づく新たな政策を実行するとともに、地域力を生かし、伸ばしていく政策を展開しています。

廃棄物に関連いたしましては、迅速、透明、厳格を原則として、法的手段も含めた排出者責任の追及、再発防止策、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、規制と支援の適切な組み合わせによる取組みを通じて適正処理を推進しています。

また、大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会経済の仕組みを見直し、資源やエネルギーの消費を少なくし、環境への負荷を低減するため、廃棄物の発生抑制（リデュース）、再利用（リユース）、再資源化（リサイクル）の「3R対策」を推進し、県民、事業者、行政の三者の協働による循環型の社会の実現を目指しています。

このような観点から、本年度におきましても、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」による産業廃棄物処理施設の整備促進への公共関与の在り方等の検討、リサイクル認定製品のより一層の利用促進を図るべくこの4月から条例化した「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」の運用、県内の産業廃棄物の排出から最終処分までの流れを体験する「岐阜県産業廃棄物ものがたりバスツアー」の開催などの各種施策を推進していくこととしています。

最後になりましたが、排出事業者や処理業者の皆様自らが産業廃棄物の適正処理に努められることが、産業廃棄物処理に関する信頼性の向上につながるものでありますので、皆様の一層の御協力をお願ひいたしますとともに、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝、御活躍を祈念いたしまして、挨拶の言葉とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部廃棄物対策課長 正木秀明

本年4月の異動で、岐阜県環境生活部廃棄物対策課長に就任いたしました正木でございます。本誌面をお借りしまして一言御挨拶申し上げます。

貴協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理につきまして、格別の御理解、御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会には、県廃棄物行政の推進につきまして、産業廃棄物の排出から最終処分に至る一連の流れを知っていただく「岐阜県産業廃棄物ものがたり」体験バスツアーを始めとする各種事業に、格別の御理解、御協力を賜わっており、厚くお礼申し上げます。

さて、本県では、県民生活に直接影響を与える環境問題には、迅速、透明、公平を3原則に、不適正行為の未然防止、法的手段も含めた行為者及び排出者責任の追及等による取組みを行い、廃棄物の適正処理の推進に努めています。

また、循環型社会の実現のために廃棄物の減量、再生利用及び再資源化の3R対策にも積極的に取り組んでいます。

しかしながら、産業廃棄物の不適正処理事案は後を絶たず、リサイクル製品と称した産業廃棄物の不適正な事案もみられましたことから、埋立や保管を規制し、不適正な処理が行われないように、「岐阜県埋立て等の規制に関する条例」の制定、さらに、リサイクル製品の安全性や信頼性を確保するための「岐阜県リサイクル認定製品の認定及び利用の推進に関する条例」も制定し、両条例とも4月1日から施行しております。

一方、産業廃棄物処理施設に関して、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を設置し、昨年度は中間報告をいただいており、今年度も引き続き、県民の目線から見た新しい公共関与の在り方について、最終報告に向けた検討をお願いしているところであります。

廃棄物、環境問題が注目される中、貴協会におかれましては、今後その役割、責任が増大することと存じますが、引き続き廃棄物行政に対する一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後になりましたが、貴協会の益々の御発展と会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

岐阜県環境生活部不法投棄監視課長 奥 村 政 文

本年3月1日付けの岐阜県警察本部職員の人事異動により、岐阜県警察本部生活安全部課長を命ぜられるとともに、知事部局へ派遣となり、兼ねて環境生活部不法投棄監視課長を命ぜられました奥村でございます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、日頃から本県の産業廃棄物行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。また、協会をあげて環境保全活動に取り組んでおられますことに対し心より敬意と感謝を申し上げます。

さて、最近の産業廃棄物の不法投棄等の状況は、廃棄物処理法の改正強化等により全国的に歯止めの兆しが見られるものの、産業廃棄物の不適正処理事案の中には、土砂等による埋立て等を装った事案や悪質な排出業者や処理業者が、「有価物性」を主張したり「廃棄物性」を認めないと手口はますます巧妙化しており、さらには産業廃棄物の不適正処理が暴力団の有力な資金源となっている状況も垣間見えるなど予断を許さない状況にあります。

このような状況にあって、不適正処理対策を更に強化するため、それまでの不適正処理対策室を改組し、職員を増員して平成18年4月に不法投棄監視課が設置されました。当課では、産業廃棄物の不法投棄等の未然防止、早期発見・早期措置のため、各圏域における振興局及び関係機関との連携を取りながら各種法令を多角的に適用して不適正処理行為者に対して厳正に対処するとともに、市町村や地域住民等との通報・連絡体制等を確立して不法投棄等の監視活動を強化しているところであります。今後も警察をはじめ関係機関や地域住民との連携をより一層密にし、不法投棄等の未然防止、早期発見・早期措置に努めるとともに、不適正処分を行ったり、関与した排出事業者や処理業者に対しては行政処分や告発などの毅然とした対応を行い、県土の生活環境の保全に資するよう最大限努力していく所存でございます。

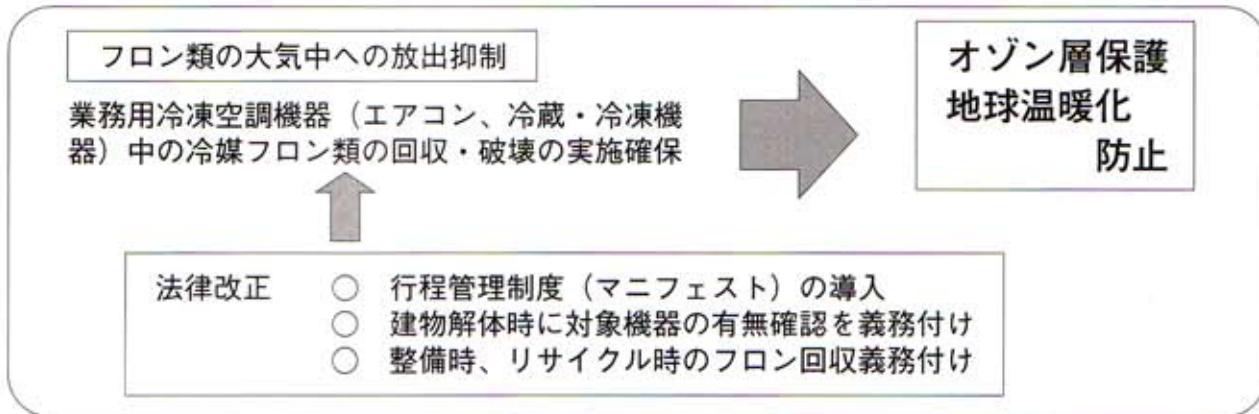
こうした中で、排出事業者、処理業者の皆様により構成されます貴協会には、行政とのパイプ役として、同業者の方々の模範として、また地域住民に対する情報提供者として一層のご尽力を期待しているところです。

今後とも、格別のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

フロン回収破壊法の改正について（平成19年10月1日施行）

岐阜県環境生活部地球環境課

法律の概要



1 法律の目的

オゾン層保護及び地球温暖化防止のため、オゾン層破壊物質であるフロン類を適正に回収・破壊し、大気中への放出を抑制することを目的として、平成13年「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定されました。

フロン類のうちオゾン層の破壊力が大きいとされる特定フロンについては、すでに生産禁止の措置がとられていますが、過去に生産された冷蔵庫、エアコンなどに冷媒として相当量のフロン類が残存しています。このため、これらの機器が廃棄されるときにフロン類を適切に回収、破壊する必要があります。

○ フロン類とは

炭素とフッ素の化合物の総称 正式にはフルオロカーボンという

物 質	オゾン破壊係数	地球温暖化係数
CFC (クロロフルオロカーボン)	0.6 ~ 1.0	4,600 ~ 14,100
H C F C (ハイドロクロロフルオロカーボン)	0.01 ~ 0.52	120 ~ 2,400
H F C (ハイドロフルオロカーボン)	0	140 ~ 11,700

* オゾン破壊係数：CFC11のオゾン破壊効果を1とする

地球温暖化係数：CO₂の地球温暖化効果を1とする

2 改正の経緯

業務用冷凍空調機器については第一種フロン回収業者からの回収量報告と、過去の出荷状況から推定するフロン回収率が30%程度にとどまっています。京都議定書目標達成計画においては、業務用冷凍空調機器の冷媒中のフロン類回収率を2008~2012年度の5年間で平均で60%に向上させるとの目標を掲げています。

このため、業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収、破壊を徹底させるためにフロン回収破壊法の改正が行われました。

なお、自動車用エアコンの回収については、平成14年に制定された「使用済み自動車の再資源化等に関する法律（自動車リサイクル法）」により、車体番号から自動車一台ごとの処理状況を

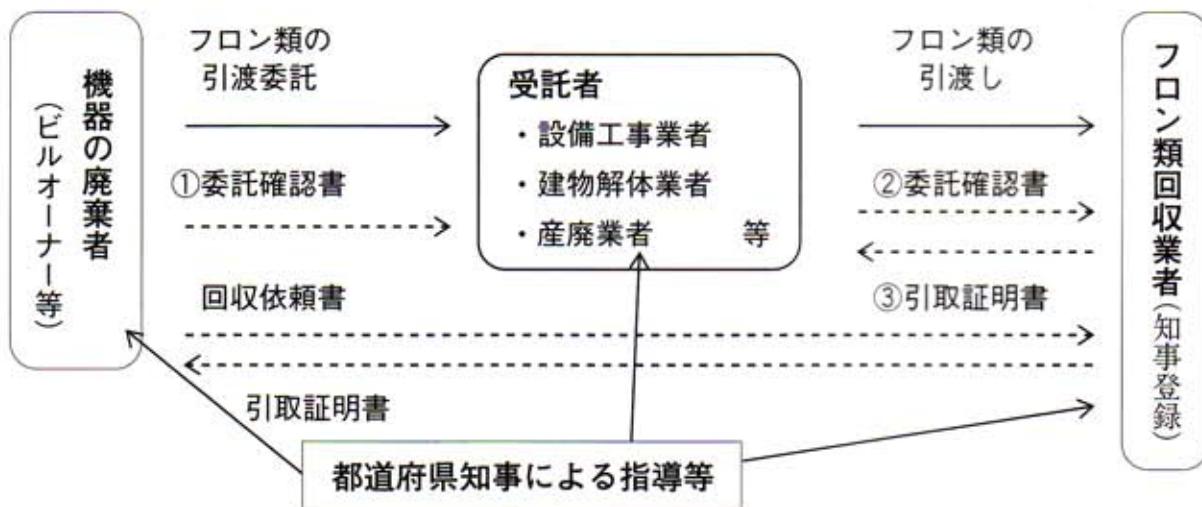
厳密に管理して、フロン類の回収がより確実に行われる仕組みが確立されています。

3 第一種特定製品のフロン類回収システムの改善

平成18年に改正された法律には次の項目が盛り込まれました。

- ① フロン類引き渡しを書面で捕捉し、管理する制度の導入
- ② 機器の整備時においてもフロン回収義務の明確化
- ③ フロン類の回収が必要な場合をリサイクル目的にも拡大
- ④ 都道府県知事による廃棄者等に対する指導等の権限を拡充

行程管理制度の概要



4 関係者の役割

今回の法改正によって、新たに役割が生じます。

● 建物の解体時

建物の解体工事を請け負う場合には、第一種特定製品の有無について事前確認を行い、発注者に対して事前確認の書面を交付して説明する必要があります。第一種特定製品が設置されていれば、発注者にあらかじめフロン類を回収していただくか、フロン類の引渡しを含めて受託することが必要です。

● 金属をリサイクルする場合

有償で引取る場合であっても、部品等をリサイクルする場合には、機器所有者にあらかじめフロンを回収していただくか、フロン類の引渡しを併せて受託する必要があります。受託する場合、依頼者から委託確認書の交付を受けることが必要です。

● 機器の所有者

事務所、工場、店舗に設置されているパッケージエアコン等の業務用冷凍空調機器は、廃棄の際にフロン回収、破壊に必要な費用を負担することの他に下記のことが必要になりました。

- ・廃棄時に回収依頼書又は委託確認書を交付し、写しを3年間保存すること。
- ・フロン類回収業者が交付する引取証明書を3年間保存すること。
- ・解体工事の際に業者の事前確認作業に協力すること。

自然環境の保全活動について

～「ウシモツゴ観察会」の実施～

岐阜県中濃振興局中濃事務所環境課

○ 環境教育の推進

自然環境に対する理解と意識の向上を図るとともに、地域住民の環境保全に対する意識の浸透、波及するためには、地域における自主的な環境保全活動への意欲が重要となっています。

また、豊かな自然を後生に引き継いでいくために、次世代を担う子どもたちが自ら環境保全活動を行うことが必要であることから、小学生を対象としたウシモツゴ観察会を実施しました。

- ・実施日 平成19年6月20日
- ・参加者 関市立下有知小学校、関市立富岡小学校
- ・実施場所 関市内のため池
- ・実施内容 ウシモツゴと外来魚についてアカア・トトぎふの職員やウシモツゴを守る会の会員から説明を受けました。
池の畔からウシモツゴの観察をしました。
- ・主催 岐阜・美濃生態系研究会
- ・実施機関 関市、岐阜県世界淡水魚園水族館（アカア・トトぎふ）
岐阜・美濃生態系研究会、岐阜県



○ 観察会の目的

平成18年12月に地元小学生とともに4,000匹のウシモツゴを放流し、繁殖していることが確認されたことから、児童および関係者を対象に観察会を行うことにより自然環境の保全活動を将来にわたって継続的に行うことの目的としています。

○ ウシモツゴとは

日本固有種で岐阜県の南部及び愛知県、三重県に広がる濃尾平野に分布するコイ目コイ科の全長7cm程度の淡水魚。

湖沼や緩やかな流水に生息しますが、農業用水路や用水池の改修などによって生息地は急速に減少しています。さらに、ブラックバスやブルーギルなどの外来魚の進入によって減少率を加速させています。

岐阜県内の確実な生息地は美濃市、関市、多治見市の特定の池だけとなっています。

環境省レッドデータブック：絶滅危惧種ⅠA種

岐阜県レッドデータブック：絶滅危惧種Ⅰ類

岐阜県希少野生生物保護条例に基づく指定希少野生生物

○ 今後における環境保全

岐阜県は、全国の中でも有数の多種多様の野生生物が生息する、自然豊かな県です。

しかし、近年様々な社会活動によって里山や水田など身近な自然環境が変化しており、岐阜県に生息している野生生物の中には、絶滅が懸念される希少な野生生物も存在しています。

こうした野生生物の現状を十分認識するとともに、野生生物への負担を低減するために、地域住民、各種団体、研究者、関係行政機関等の連携を図り、効果的に推進されるよう努めていきたいと考えています。



わがまちの産業廃棄物問題と対策



市民・事業者・行政が一体となった
循環型社会の構築を目指して

中津川市長 大山 耕二

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より格別のご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。また、協会をあげて積極的に環境保全に取り組んでおられますことに対し、心より深く敬意と感謝を申し上げます。

中津川市は、平成17年2月に8市町村が合併し、人口約86,000人余、山、川の豊かな自然と中山道、飛騨街道などの街道文化が息づく、面積676平方kmの広い新市が誕生いたしました。合併したそれぞれの地域がその歴史を踏まえて、自然や文化を磨き、お互いにその個性=多様性を認め合いながら、それぞれが持てる力を合わせて統一的に行動することによって、産業を活性化させ、その成果に基づき福祉と文化などの取り組みを進め、持続可能で自立した「豊かな自然と独自の歴史・文化が光る、いきいきとしたふるさと中津川」を市民とともに実現していきたいと考えています。

さて、今日の環境問題は、高度経済成長期の産業型公害から、市民生活による都市生活型公害へと変化してきています。また、エネルギーの大量消費による地球温暖化など、環境問題は地球規模に広がっており、多様化、複雑化しています。

こうした中、当市では、環境行政の基となる環境基本条例を制定し、更に対象となる環境の範囲を自然・社会・生活・快適・地球と定めた環境基本計画を策定いたしました。特にごみを減量させる施策として、市民が紙類を気軽に持ち込める拠点施設として、県産材（間伐材）を使用した「リサイクルボックス」の設置を進め、家庭から排出される生ごみを堆肥化して回収する仕組みをつくるためのモデル事業や、廃食用油（てんぷら油）の燃料化事業などにも取り組んでいます。

今後は、環境基本計画を着実に推進し、計画に掲げる目標を実現するため、環境について学び、考え、行動していく運動を「全市環境ISO運動」と位置づけ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を十分理解しながら一体となって、その運動を推進していきたいと考えています。また、中津川市総合計画の推進と併せて、「自助力」「互助力」「公助力」の3つの力の強化を図り、豊かな自然を大切にしながら、やすらぎに満ち、将来にわたって安心して暮らせるまちづくりを進めるため、循環型社会の構築を更に進めていきたいと考えております。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心よりお祈り申し上げます。

産業廃棄物を巡る最近の諸問題

講演 社団法人全国産業廃棄物連合会
専務理事 大塚元一

当協会は本年3月20日に岐阜市内のウェルサンピア岐阜において第35回通常総会を開催し、総会終了後、(社)全国産業廃棄物連合会大塚元一専務理事を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。以下は大塚専務理事の講演内容です。

はじめに

産業廃棄物を巡る最近の諸問題という大きな題をつけましたが、脈絡のない話になりますが、ご勘弁をお願いいたします。

最近あるブロックの会議にでましたところ、ある方から産業廃棄物という言葉のイメージが悪いので、何とか協会のネーミングを変えてほしいという話があります。たとえば産業廃棄物協会から、循環型社会推進協会とかに変えたほうがよいのではという話です。

地方自治体においても、循環型社会推進課とか資源循環推進課とか名称を変更されたところも出てきています。

皆様方のところは、多くの協会とことなり岐阜県産業環境保全協会とうネーミングです。しかし群馬県と岐阜県以外は産業廃棄物協会、という名称です。もっとも大分県は産業廃棄物処理業協会という名前になっております。今後まだしっかりとわかっておりますが公益法人の改革がスタートいたします。そのときをきっかけとして連合会および各協会の名称をどうするかという声が高まるかも知れません。

私がこの業界に入りましたのが、昭和63年の1月でございますから、足掛け19年になります。ずいぶん古くなってしまいました。今全国の協会で、私と同じように残っている者



は殆どいません。特に専務理事、事務局長さんの中では一番古くなりました。昔は産業廃棄物という言葉自体を知りませんでした。昭和63年にこの世界に入る時に行政から呼ばれて、「産業廃棄物協会を作りたいので手伝ってくれ」と言われた時に、「産業廃棄物とは何ですか?」と聞いたことを覚えております。今産業廃棄物という言葉はほとんどの市民も知っております。ただ知ってはいるのですが、イメージが不法投棄に繋がってしまってマイナーな方向にとられてしまっています。たまに大学に呼ばれて学生たちに産業廃棄物処理業界のことについて話していますが、学生から「実は産業廃棄物の処理業界はどちらかというとアンダーな方が多い」という話を聞いていますが、ほんとうにそうでしょうか?と質問を受けたことがあります。そこで不法投棄を例に話をしました。不法投

棄の全検挙数の処理許可業者の占める割合は17年度の発表では9%ぐらいと、10%にも満たないのが実態ですと説明するなど、誤解を解くのに相当汗をかきました。まだまだ世間ではそういうイメージがあるということです。

大型の不法投棄がありますとマスコミが飛んできまして、深く反省をして今後こういうことがないように検討するというような談話が欲しいといわれます。私は一切そういう要望には応じませんでした。一つは記事の出かたによっては産廃処理業者全体がそう思われるなどを警戒するからです。国民からみたら勘違いされる。したがってそういうことには協力できないとして、マスコミの望むような対応は断りました。

岐阜の市内で大型の不法投棄が見つかりました。そのときは我々も非常にショックを受けました。マスコミにどういう対応をしようかと考えておりましたが、一社も来ませんでした。おかげで助かりました。それはどういうことかといいますと、マスコミはやっと気がついてくれた。不法投棄は大手の企業を含めて排出事業者の無理解が大きな原因でもある。よく環境省がいいます。安ければよいという実態が今も生きている。そこを何とかしなければならない。一業者を責めても、根本にある問題は変わらない。それからもう一つは、マスコミも産廃にかかわる記事は、産廃処理業者を悪者にしてますというようなものが多かった。最近は産廃の構造上の問題に踏み込み、排出事業者のあり方に触れた記事が増えてきました。これは画期的なことです。

皆様方のまじめに地道にこつこつと努力していただいた積み重ねで、このように状況が少しずつ変わってきております。これをもつといいチャンス、方向へ持っていきたいとい

う思いがありますし、各協会さんにもあります。環境省の中にもその機運が高まってきております。ですから今後は、前向きな方向で、業界をどうしていくか検討をしていく時期に入ってきたなとそう考えております。

産廃の排出および処理状況

平成16年度の産廃の排出及び処理状況、総排出量は約4億1700万トン。15年度に比べると約600万トン増えました。排出抑制・リユースという言葉を使っておりますが、いろんな形で進めてきているにもかかわらず、排出量は増えました。しかし排出量の51.3%は再生利用されています。この仕事をやり始めて初めてリサイクル率が50%を越えました。統計をとりだした当初は30%台でした。やっと平成14年ぐらいから上向きになり平成15年には49%になり、平成16年には50%を越えました。凄いことです。わたくしの個人的な推定で言えば、世界のトップクラスの再生利用率ではないかと思います。

他方では減量化というものもありまして、全体の42.5%。約1億7700万トンがまだ減量化として残っております。これをどうみるかというのが一つの大きな問題です。平成11年の頃、政府が将来の目標をたてました。その時に、平成22年度には産廃の再生利用率は48%という目標をたてました。そうしたらマスコミが批判をしました。まだまだリサイクル率は足りないと。リサイクルにもっと真剣に取り組むべきであると。逆に我々は、再生されない52%の産業廃棄物、約2億トンが残ります、それをどう適正に処理していくのかということを真剣に受け止めていかなければならぬと考えました。なぜならリサイクルは、いま異業種の方々がいっぱい参入してきておりますが、地道な回収、破碎、焼却、埋

立て、こうした仕事をしてくれる人々は異業種の大企業というより、地場で根付いている皆様方です。こういった方々を残しておかなくては、おかしくなってしまう。今は何でもリサイクル、リサイクルといっておりますけれども、反面この減量化など適正な処理をする人たちの支えがなくては、全体の産業廃棄物の処理そのものがおかしくなってしまうという危機感があります。なぜかというと、産廃処理業界への社会的な不信というものは相当なものがありました。現にそれなりにやっている方々はこれ以上はやりたくない、それよりも近くで焼肉屋かなんかでもやっていたほうがよっぽど気が楽だ。付近の人から何も言われなくてすむし、うちの子供も後ろ指をされなくてすむ。ささやかな利益でもいいから、他の商売をやったほうがよっぽど気が楽だと。一生懸命頑張ってきたけどもう精も根も尽きたという方が非常に多かったです。これはまずいなとつくづく思いました。何とか皆様方にとって、希望の見える方向へ方向転換しなくてはならないなという気が強くしました。

今まで規制、規制ばかりで、不法投棄をなくすにはどうしたらよいか。罰則を強化したほうがいいのか。処理基準をもっと厳格にしたほうがいいとか、規制を厳しくしてきた時代が長く続きました。法改正も度々ありました。政令、省令を入れると、相当の数の改正がありまして、そのたびに厳しくなってきているのが現状です。

リサイクルも大事ですが、減量化や埋立を支えている人たちを大事にしていくことも同じように必要だということをもっと世間に認識してもらわねばなりません。けっして焼肉屋に転業しないような環境づくりが必要で

す。

各国の処理状況

この業界の各国の状況という資料がございます。産業廃棄物については世界の比較というのでは出てこないので、ヨーロッパは非常に進んでいるといわれているのですが、一方ではアングラな世界があって、3月7日でしたか、大きく新聞にでましたが、オランダから出たごみが西アフリカのある国で有害廃棄物を400トン捨てて帰ってきた。そこで10万人ぐらいの人が吐き気を訴え、10人以上が死亡されたという記事ですが、そこであらためてヨーロッパは何をやっているのだと聞きましたら、ヨーロッパ全体で年間890万トン位、日本の総排出量の20%くらいの有害廃棄物を中国とか、フィリピン、アフリカなどに輸出しておりまして、輸出量の絶対数は増えてきております。ヨーロッパもかなりいいかげんなことをしているのを我々も昔から推測していましたが、マスコミとか大学の先生とかは、ヨーロッパはすばらしいといわれる。ならば本当にそうなのかということで、一つの目安として、一般廃棄物の処理に関する資料があります。これをみていただくと、特に埋立依存率。ドイツは一般廃棄物の埋立依存率は45%。日本は15%。それから、今、世界で模範的だと言われているスウェーデン、これが27%。アメリカが62%、カナダは84%。日本に比べると埋め立てに依存している割合は高い。それに比べたら日本は15%ぐらいの埋め立てで、あとは、減量化し、再資源化しています。産廃の埋立依存率は平成16年度で6%にすぎません。わが国は、本当によくやっていると思います。わが国は自虐的な民族といわれますが、もっと胸をはりましょう。

他国と日本を比較するとき、日本の不法投

棄の数字が表にでてきます。なんか日本だけが不法投棄の国との錯覚を覚えるほどです。不法投棄に関して他の国の状況は、よくわかりません。比較できるデータがなかなか見つからないからです。適正な処理についてのデータ、例えばプラスチックなどのリサイクルのデータは結構でてきますが、ドイツの不法投棄はどのくらいあるのかということは知りません。以前、廃棄物学会で不法投棄についてのパネルディスカッションがありました。処理業界代表として私が出たのですが、大学の先生方に申し上げました。ドイツの不法投棄のデータを見たことがない。しかし絶対ドイツも不法投棄は多いはずだ。そこを覆い隠して良いところだけみて、ドイツはすばらしい、日本は云々というのは片手落ちではないかと。

その時に申し上げたのが、1990年後半頃のフランスの状況です。カトリーヌ・ド・シリギーというフランスの方が書いた「人間とごみ」に不法投棄のことが述べてあります。たとえば南フランスのヨーロッパ最大のごみ最終処分場は高さ60メートルのぬかるみの台地と化し、紙くずやプラスチックくず等が処分場を超えてパッチワークをつくりだすことのないよう鉄格子でかこんでいるそうです。日本では絶対許されないような山が、堂々とそびえ立っております。それからアウトローの不法投棄の放置場所です。それが2万5千も国内にある。そしてそのうちの6千以上の違法な投棄場を市町村が管理している。2万5千以上のアウトローのごみ捨て場が点在しているのです。日本は50%以上が50トン以下の小さな不法投棄です。最近出てきた5千トン以上の大型の不法投棄はインターネットで見ていただくと全体で7件紹介されています。

7件です。フランスも不法投棄問題は深刻なようです。カトリーヌさんは、他のヨーロッパ諸国も似たような事情を抱えているといつております。不法投棄というものは、どこの国でも苦しんでいるのだということが分かります。

余談ですが江戸時代を見習うべきだという人もおります。私はそのことに対しては批判的です。なぜなら江戸時代は不法投棄だらけだったのです。昔は、江戸の町は運河で物を運んでいた。船が思うように動きません、なぜなら捨てられた廃棄物の山で。したがって、廃棄物の不法投棄を止めろと言う奉行所のお触れで出ておりました。郊外に処分場も作っておりました。そこに持ち込むという仕事も専業でございました。しかしそれをやると高くつくからその辺に捨てるというのが癖になっておりまして、江戸時代も悩んでおりました。それからもう一つ付け足しますが、江戸のリサイクルのありようは素晴らしいといわれております。私は、リサイクルが進むのは当然ではないかと思います。武士を頂点とし、それから金持の商人等(豊かな人たち)がちょっとだけいまして、その下に圧倒的な貧乏人の町人がピラミッドのようにいました。畳に布団を敷いて寝られるような町人が非常に少なくて、ほとんどの人が板敷きの上に綿入れをかぶって寝ていたような状況でした。そういう人々は紙一枚でも落ちていたら非常にありがたいというので即拾っていく。表が墨で真っ黒でも裏が白かったら即持っていく。そして最後はトイレットペーパーとして使ってようやく廃棄する。ですから捨てる人がいればもっと多くの捨てる人がいたわけです。その人々はリサイクルも何も知りません。ただ貧しいがために一生懸命

拾っていった。したがって循環していったわけです。

処分場を見ますと、東南アジアの処分場には子どもたちを含めた貧しい人々が朝から群がっております。売れそうなごみを探すためです。日本は豊かになりました。捨う人がいなくなりました。捨う人がいない時代にリサイクルするというのは非常に辛い話です。しかし何とか50%という大台に達することができた。これは本当に皆さんの汗と努力の結果だと思います。こういうところをもっと強調して世間の皆様に理解していただく努力をしないといけないわけです。

益々増加する廃棄物

ごみは減っているといわれております。現に皆様方に聞くと、相対的に量は減っているという話を多く聞きます。しかし世界を眺めるとますます廃棄物の量は増加するという試算がだされました。これは岡山大学が試算したものです。このデータは「新・廃棄物学入門」(田中勝教授著)に掲載されています。それによると世界では2000年に約130億トンの廃棄物が排出されています。そのうち、84%は産廃です。それがどんどん増えつづけまして、約50年後の2050年には約240億トン、2倍に増加します。その中でもアジアの廃棄物の排出量の占める割合が多くなってきます。そこで日本の役割をどうしていくかということが、大きな問題になってきます。アジアでの指導的な役割を果たしていかなければならないと国は考えています。これからは、国際的な広がりを持ったビジネスチャンスがくるという人もおります。人間が生存していく上ではどうしても廃棄物というものはつきものであり、すぐに壊滅的な状況になり皆さんのお仕事がなくなるということがないということ

も明らかであります。

今後わが国での産廃で一番増えるものは何かといいますと、建設物の解体物です。これは相当増えるだろうと。今もビルは増えていますね。昭和40年代のビルがそろそろ解体の時期に入っております。それを解体し、適正に処理しないといけないということで、解体業者皆様の出番が益々高まってきます。もう一つは下水道汚泥です。これをどうしていくかということです。

こんな話をしますと、ある会員さんが建物を指しまして、「ああ～これもうちの将来の得意先、これもうちの得意先じゃないか。無限にあるじゃないか」と、大喜びして帰っていかれた。これからはそういうビルがどんどん解体されていきます。それをどう適正に処理していくかということです。それで、我々の業界というのは社会的支援が高まってまいります。循環型社会推進といったときに、大きな企業はこういいました。「いよいよ我々の出番である。今まで、北海道から沖縄まで、小さな産廃処理業者がやってこられたけれども、これからはリサイクルという高度な技術が必要となってくる。そうすると、高度な技術・高度な知識を持っている人材をかかえている大きな会社の出番である。環境ビジネスということでこれから本格的に突入したい」ということで、多くの会社が参入されました。東京のような大都会は、大手に任せたければいい。小さい処理業者は、これからはもう出番がないじゃないかという話もきました。しかし、地場の方々が小さくても一生懸命がんばっているということが非常に重要です。例えば高山から名古屋市内の工場地帯に廃棄物を運んできて、そこでリサイクルするというのは非常に無駄な話であります。

コストがかかります。特に高速道路を通らなくてはいけない場合、高速道路の使用費は世界で一番高い。そして一日1往復がやっとである。1往復も出来ないかもしれない。そういう無駄なことをするのではなく、高山の市内で出てきたものは、高山の周辺の人たちでリサイクルをも含めた処分をすればいいじゃないかと。こちらの協会要覧に、協会会員の皆さんのお住所が書いてあります。その中にはきっちりと、高山のほうにも処理企業はありますよと書いてあります。そういう人たちが努力してくだされば、何も名古屋の処理施設まで持っていくなくても、近場で出来るわけです。そういうネットワークというか、システムを今後組んでいかなくてはいけないということを声を大きく叫びにきました。多少手前味噌になるかもしれません、地場の人たちをきちんと活かしていく、そしてそれなりの仕事をしていただくということが、今後重要であるということで、地場産業の育成ということに力を尽くしていかなくてはいけないと思っております。

産廃処理業界の構造上の特質

そこで次のテーマに入りますが、構造改革という言葉が出てきます。一つが市場の健全化。市場の健全化というのは昔からの宿題がございました。なぜかというと、廃棄物処理法は生活ゴミ等は市町村が管理してなくてはいけない。産業廃棄物においては排出事業者が責任を負うことになっています。排出事業者というのは、行政機関のもありますが、圧倒的に製造業やゼネコンなど民間であります。排出事業者が責任をもって適正な処理をしなければならない。自分で出来なければ、許可を有している処理業者に頼まなければならぬ。頼む際は、適正な処理料金を処理業

者に払わねばならない。この仕組みがうまく行けば、こんな健全化という言葉を出さなくともいいのですが、廃棄物処理法が昭和45年に施行されましてから、30年間ずっと見ておりますと、ちっとも市場が健全化していない。一番大きな原因は排出事業者が金を払おうとしない、安ければいい、目の前からなくなればいいという構造が営々と続いてきた。そこに悪質な業者がつけこんできた。おかげで市場は歪な形になってしまった。これは皆様方が悪いのではなく、構造上そういう市場になってしまったのです。一般廃棄物は行政の力でやります。官の仕事ですから市場はありません。市場はありませんから一般廃棄物の業者の方はいわば保証されています。産廃については自由経済社会の中で生きていますから、自由競争の社会です。その中で排出事業者が「廃棄物は目の前からなくなればいい、処理費用は安ければ安いほどいい」と言っていたら、とんでもないことになることは火を見るよりも明らかです。

ここに産業廃棄物処理業の構造的問題があります。処理業界というのは、不要なもの、または汚物を扱うことを仕事としております。不要なものに対してコストを払う人はいません。だから不要な物なのです。あたりまえの話です。例えばまともな背広であれば消費者はそれなりの値段を払いますけれども、ぼろぼろの背広にお金を払う人はいません。じゃあそのぼろぼろの背広を放って置いたらいいのか。一つや二つなら置いておいても目立ちませんけれども、日本中にそんなものが放っておかれたらえらいことになります。お正月の間に生ごみの収集を止めますね。そうすると正月明けには凄い山になります。一軒一軒はたいしたことがないのですが、集まる

とすごい山になります。臭ったりもします。またそこにカラスが来てごみの集積場をくつちゃくちゃにします。大量に集まるとそういうのです。ですから、誰かが片付けて適正な処理をしなくてはいけない。しかしそのためにはお金がかかる。そのお金を誰が出すかということです。産廃の場合排出事業者が費用を出さなくてはならない。しかし排出事業者は、費用をなかなか払ってくれない。そうするとビジネスとしてどうやっていくかというと、費用がかからない不適正な処理をするというふうに追い込まれるというケースが出てきます。それが不法投棄、不適正処理です。冗談で適正処理ならぬ適當処理という言葉を使っていました。適正な処理を行うコストはないから、適当に処理しとけと。市場が健全だと、そういう方向に走ってしまう。いろんな工夫をしながら、安いコストの中で皆さんのが打ち回ってきたわけです。健全な市場を見て、世間は産廃処理業者は信用できないとたたく。でもたたかれたって、何されたって、コストを払ってくれない構造ではそういう方向へ生きていくしかしょうがない。そういう悲しい世界で、皆さんは生きてきたわけです。

製造業の場合、製品が売れなければより消費者に受け入れられる製品を開発すればよい。しかし産廃処理業は、より高度な破碎機を購入したら得意先が感心してより高い処理費を支払ってくれるわけではない。皆さんが排出事業者の方々に、適正な処理を行うことがいかに環境保全上重要なことかを説得しても、対象となるものが不要な物ですから、それを処理する対価として高い費用を払うということに抵抗感が出てきます。こういう構造の特質を承知の上で、ビジネスをやっていかなければならぬ。

こういう構造を踏まえたうえでビジネスを行っていくためには、他人の力を借りる必要があります。それが法律であったり、行政であったり、いろんな力があります。そういう力で借りながら、やっていかざるをえない。たとえば排出事業者を例にすると、平成12年に法律の大改正をした一番大きな目玉は、排出事業者に直接具体的な処理責任を負ってもらう。例えば、最終処分場までの確認をしてもらう。確認義務を法的に位置づける。そうすると、変なところへ捨てる処理業者は排出事業者にバレてしまいます。それから委託契約やマニフェストをきちんと管理することを義務付けます。こういったことを一つずつ積み重ねていくことによって、市場は健全化されていきます。そして大事なのは、処理費用を払わないというひどい目にあいますよという仕組みを入れていく。行政は民間のコスト問題には介入しないとの考えがありますが、前述した構造上の特質を有する産廃業界にその考え方を強調されてしまうと、ずっと安からう悪からうが蔓延します。我々は行政の方々に熱っぽくこの点を主張してきました。行政の方々もそういう危険性を持っていましたから、我々の主張に耳をかたむけてくれました。

構造改革

環境省は、平成13年5月に行政処分の指針というものを出しました。さらに平成17年8月に見直しを行い新たな指針を出しました。行政処分の指針というのは一面非常に怖い通知文で、法律に引っかかるような行為をしたものに対しては徹底的に厳しく行政処分をしなさいというものです。そこには当然許可の取消も含んでいます。これは悪質な業者を市場から締め出し、市場の健全化を図るためにもので、産廃処理業界の構造改革の一環

です。

行政処分の指針が出る前と後では許可の取消の数が違ってきました。平成12年に許可を取り消された数は75です。それが平成16年になりますと900。平成17年は千を越えるぐらいあるそうです。それだけこの通知文は実行されております。反面、悪質な業者がだいぶん消えてなくなったことは確かです。協会の会員の中にもいろんな人がおりまして、困った存在の人達もおられたようですが、そういう人たちが消えていったということも聞いております。

行政処分の指針は、産廃処理業者のみを対象とするのではなく、排出事業者に対しても厳正な対応を示しています。排出事業者も含めないと、市場の健全化は図れないからです。排出事業に対する指針の中で重要な二点について紹介します。一つが適正な処理料金を支払いなさいということです。この適正な処理料金の目安がどこかといいますと、指針は「まずは都道府県において、可能な範囲内でその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握すること。そして、その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金で処理委託を行っている排出事業者については、当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、「適正な対価を負担していないとき」に該当するものと解して差し支えないこと」と述べています。行政がここまで踏み込んだというのは画期的なことだと思います。

二つ目は、優良制度・評価制度の公開というのがあります。優良評価制度は皆さんもご存知のように、一定の評価基準をインターネットで公開し、自治体の認可を受ければ優良業者として世間に公表できるということです。指針は、「平成17年4月から開始された

産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価制度に従って公開された情報を十分に比較・吟味した上で委託先を選定している場合には、排出事業者としての注意義務が果たされていることを示す一つの要素として考慮できること。逆に、これらの措置を行わず委託先の選定を行う場合には、その分、他の手段を講ずることにより排出事業者としての注意義務を果たすべきことが求められること」とし、評価制度を生かすことを注意義務の一つとしました。

行政としてはここまで踏み込んできてくれたということは評価に値するなと思っております。そして悪質な業者は皆さん方普通にまじめに地道にやっている方の邪魔になります。ダンピングの元を作り、不法投棄や野外焼却する連中とまじめに取り組んでいる人たるとでは、処理料金での競争になりません。悪質なやり方でビジネスを行う者は市場から去ってもらうということをどんどん進めていく。そして目の前から無くなればよい、安ければよいという排出業者を追い立てていき、市場をきちんと整えていくことが大事です。

構造改革はまだまだ続きます。多面、真面目にやっている方が産廃処理業に生きがいを感じ、地球を磨く仕事としての誇りを持てるような、育成策も重要な課題であると思います。いま、優良化推進事業の一環として、産業廃棄物処理業の将来ビジョン、資源循環ビジネスを支える支援システム等について検討をはじめています。

循環型社会の推進と適正な処理

平成12年5月、循環型社会形成推進基本法が制定され、我々の世界も処理業から循環業への転換が望まれています。

しかしリサイクルできないものを無理してリサイクルしなさいとは、決して申し上げま

せん。循環型社会形成推進基本法では①排出抑制、②再利用、③リサイクルと順序つけております。だからそのとおりにやらなくてはいけないと思い込んでいる方もおられますか、けっしてそうではなくて、リサイクルできないものを減量化し最終処分に持って行くことも当然認めています。硬直的にリサイクル優先というものではありません。

石油等の資源は限られています。また最終処分場は枯渇化しています。ですからリサイクルできるものはなるべくリサイクルしていきましょうということです。そのためには排出事業者などの協力が必要です。

たとえば得意先から、この廃棄物についてはリサイクルしたい、技術的、コスト的な面で合理的な方法はありませんかという要望があれば、それに向けて皆さん方も協力していく態勢をとっていく。これが循環期への転換ということです。

今までではどちらかというと我々の世界は一匹狼で、隣は競争相手であったわけですけれども、なんとか仲間として手を組みながらその地域での、適正な処理・リサイクルを進めていく方法も考えていかなくてはいけない。環境省の優良化担当の方（異動されたが）と、将来処理業者間の連携のための法律を作りたいですね。やっぱり協同組合方式も大切です。規制緩和して、広域で処理できるような許可態勢を作る必要があるかもしれませんと話しあっておりました。どちらにしましても、高山なら高山、岐阜市内なら岐阜市内、各務原の地区と、あの辺りを一つの輪にしてその中に提携をし、それを統括しまとめるのが協会、そして協会には排出業者にも入っていたい、排出業者もこういう研修を受けながら双方理解をし、同じ舞台を進んでいく。こういう方向で今後もっていきたいなと思って

おります。

そして、3Rについてですが、今後3Rの問題はどんどん進んでいくと思います。ただし先程、51.7%再生利用されていると申しましたけれども、リサイクルの名の不適正処理が結構横行しております。それから先程も言いましたがヨーロッパでも、アジア・アフリカなどの開発途上国に不適正な方法で流れている。こういうような横行をなくして、日本がアジアの、東南アジアの3Rの拠点になっていかなくてはいけないというのが今の政府の考え方です。廃棄物に関しては、アジアの中で日本はシステムが進んでおりますし、皆様方の意識も高いです。日本が3Rの拠点になることは、十分に可能だと思います。今でも、使えなくなった廃携帯電話をある国から日本に試行的に輸入してきております。そして日本の技術で処理しています。まだ廃携帯電話だけですが、将来東南アジア等アジア地区で、処理が難しいもの、もしくはシステムがうまくいっていないものは日本を持ってきて処理するということも、これから増えてくるんじゃないかなと思われます。そのときは、大手の企業を中心として処理していくのではなくて、もうすでに一部そういう実績を持っている処理業者の方が頑張っていただきたい。ですから専門性をもっていただくと、ビジネスもより展開されていくのではないかと思います。

私は19年間、この業界を側面から見させていただきました。当初は高度経済成長時代で、そのあとバブル、100も200も儲かる時代。そしてあっという間にそのバブルが崩壊しまして、非常に悲惨な時代になりました。そして、今少しずつ持ち直しています。バブルが崩壊したときは、いろいろな産業界で倒産騒ぎがおこりました。この中で、私どもの業界はあ

まり影響が出ませんでした。建設業をおやりの方々は大変だと思います。そちらの方にそういう影響が出てきておりますから、公共工事が減ってきましたから影響があります。しかし産廃処理専門業者を見ておりますと、ほとんどの方が倒産することもなく、リストラすることもなく、平穏に仕事を続けていくことが出来ているようです。大金持ちはなれなくとも、何とか食べていける世界であるのではとつくづく思っております。世のサラリーマンよりは、多少裕福な状況で今後ともやっていけるのではと思っております。どんな時代であろうが、廃棄物を扱っている方々は、安定した職で、今後ともそれは変わらず進んでいく有難い商売です。

おわりに

環境省廃棄物・リサイクル対策部の由田部長は「皆さんの仕事は地球を磨く仕事である」と事あるごとに述べておられます。

現在取り組まなければならない環境問題は大きくいって二つあります。一つは地球温暖化の防止です。もう一つが循環型社会の推進です。残り少ない石油等の資源を後々続く子孫に残し、地球をいつまでも青く輝かせるためにも、今まで以上に環境の保全に全力を上げなければなりません。皆さんは、その最前線の兵士です。その意味で地球を磨く仕事です。皆さん方の存在意義は益々高まってきます。その期待に応えるべく連合会も協会も努力していかなければなりません。連合会の青年部協議会も勉強に励んでおります。

さきほど少し述べました産廃処理業優良化推進事業のうち将来ビジョンを皆さんにお示しするべく作業を進めております。

これは、循環型社会の中での処理業の位置づけなどを多方面から検討し、皆様の今後の経営の一助にできたらとの思いで進めている

ものです。手始めに、今年1月に環境省産業廃棄物課から約10万2千の許可業者の方にアンケートを送りました。皆様にも届いたと思います。このような大掛かりな調査は始めてだそうです。このアンケートは、産廃処理業の将来像等を検討する際の基礎データに使うためのものです。そうしたら1万5千返ってきました。回収率は約18%です。予想以上に返ってきました。運搬車両にステッカーを貼れといったときに、本当に貼っていただけるか心配しておりましたが、あっという間にみんな貼ってくれました。この時行政の人は皆さんを見直しました。言えば本当にきちんとやっていただけのだと。皆さんの熱心さとまじめさに改めて感じています。現在、このアンケートデータをまとめるべく作業しております。まとまりましたら協会を通して公表していきます。

これからは、資源循環の推進を含めた、産廃処理に望まれる方向は多角化し、変動のスピードはますます速まっています。こういった時代の流れに乗り遅れないためには、皆様の連携と情報の共有化がより必要となってきます。

幸いなことに私たちの組織は、岐阜のみならず、全国47都道府県にあり、密接な連携をとりっています。所属する会員さんは約1万7千近くあります。それだけの企業が集まれば大きな輪ができます。その輪を確かなものにし、皆さん方に喜んでいただけるような状態に仕上げていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

残念ながら時間がまいりました。取りまとめのない話で終始しましたが、これで終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

〈社岐阜県産業環境保全協会〉

○委員会の開催

平成19年4月24日、25日に、総務委員会等4つの委員会が、岐阜市内の「水産会館会議室」において開催され、平成19年度の事業実施計画等が審議されました。

第1回広報編集委員会

(4月24日 午前10時30分から)

- 1 平成19年度委員会事業実施計画
- 2 組織強化・活性化事業
- 3 広報誌発行事業
 - (1) 会報「ぎふ環境保全」第71号の発行
 - (2) 「協会要覧2007」の発行
- 4 電子マニフェスト普及促進事業

第1回研修指導委員会

(4月24日 午後1時30分から)

- 1 平成19年度委員会事業実施計画
- 2 組織強化・活性化事業
- 3 平成19年度許可申請等の講習会日程
- 4 教育研修事業
 - (1) 先進施設の視察
 - (2) 会員研修会
- 5 電子マニフェスト普及促進事業

第1回適正処理委員会

(4月25日 午前10時30分から)

- 1 平成19年度委員会事業実施計画
- 2 組織強化・活性化事業
- 3 先進施設の視察
- 4 巡回指導・パトロールの実施
 - (1) 先進施設の視察
 - (2) 会員研修会
- 5 マニフェストシステムの普及啓発事業

第1回総務委員会

(4月25日 午後1時30分から)

- 1 平成19年度委員会事業実施計画
- 2 組織強化・活性化事業
- 3 マニフェストシステムの普及啓発事業

○電子マニフェスト説明会の開催

当協会の主催で、平成19年6月6日(水)に岐阜市内の「ウェルサンピア岐阜」において、電子マニフェスト説明会を開催しました。

この説明会は、電子マニフェストの普及促進を図ることを目的に開催したもので、会員等約90名が参加しました。なお、説明会の内容は次のとおりです。

・電子マニフェストの普及促進

講師：岐阜県廃棄物対策課 安藤英樹氏

・電子マニフェストの仕組みと運用

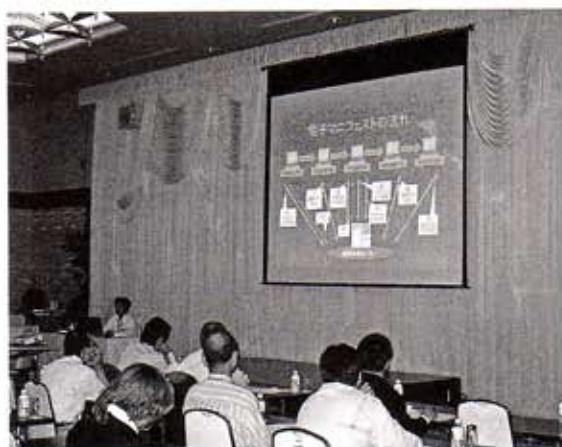
講師：財日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター普及部 新井博司氏

・電子マニフェストシステムの操作

講師：財日本産業廃棄物処理振興センター

情報処理センター普及部 新井博司氏



電子マニフェスト説明会

〈社)全国産業廃棄物連合会〉

○第23回通常総会の開催

平成19年6月15日(金)に、(社)全国産業廃棄物連合会の第23回通常総会が、東京都内の「明治記念館」で開催されました。

総会では、次の議案が審議され、全ての議案が全会一致で可決承認されました。

また、総会終了後に講演会が開催され、講談師の神田 紅氏が、「下積み修業時代こそ自分の財産」と題して講演されました。

当協会からは、後藤副理事長、高木専務理事代行が出席しました。

第1号議案 平成18年度事業報告承認の件

第2号議案 平成18年度収支決算報告承認の件

平成18年度監査報告

第3号議案 平成19年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成19年度収支予算案承認の件

第5号議案 役員の補充選任の件

○(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰

全産連の第23回通常総会の終了後、廃棄物処理業務功労者等に対する平成19年度(社)全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会の関係者は、功労者表彰1名、地方優良事業所表彰2社、優良従事者表彰3名が表彰の栄に浴されました。

○功労者表彰

(社)岐阜県産業環境保全協会 理事 高井 信夫
(タカイ商事株代表取締役社長)

○地方優良事業所表彰

(株)大雅
(株)柴田建設

○優良従事者表彰

木下 治明 (株)名晃
遠藤 成幸 (株)粥川商店
小川 清 (株)美濃環境保全社



高井 信夫
(協会理事・タカイ商事株代表取締役社長)



木下 治明
(株)名晃



遠藤 成幸
(株)粥川商店



小川 清
(株)美濃環境保全社

※以上、ご氏名いづれも敬称略

〈中部地域協議会〉

○中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議の開催

中部地域協議会の主催で、平成19年5月29日(火)に中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が、岐阜市内の「ホテルグランヴェール岐山」において開催されました。



中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議

会議には、環境省中部地方環境事務所、中部4県の県・政令市廃棄物担当課、海上保安本部・海上保安部関係課及び中部地域協議会・県協会関係者45名が参加し、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点について、説

明と意見交換を行いました。

なお、岐阜県関係の出席者は、次のとおりです。

岐阜県：環境生活部不法投棄監視課

　　奥村政文 課長

　　杉崎隆治 技術課長補佐

岐阜市：環境事業部産業廃棄物指導室

　　堀野誠夫 室長

　　杉山 哲 主幹

第四管区海上保安本部：警備救難部刑事課

　　鈴木研一 國際海洋汚染対策官

(社)岐阜県産業環境保全協会

　　清水道雄 副理事長

　　後藤利夫 副理事長

　　粥川長司 理事(適正処理委員会委員長)

　　高木正弘 専務理事代行

○第1回中部地域協議会専務理事会議の開催

平成19年4月20日(金)に、第1回中部地域協議会専務理事会議が、静岡市において開催され、当協会からは高木専務理事代行が出席しました。会議では、次の議題について協議されました。

- (1) 中部地域協議会「平成18年度決算報告」
- (2) 全産連委員会委員の選出
- (3) 各県協会の情報交換

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会の開催

○第6回委員会の開催

公共関与による産業廃棄物処理施設の整備等について検討するため、岐阜県が設置した「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」の第6回委員会が、平成19年5月18日(金)に、岐阜県議会西棟第1会議室において開催され、次の議題について審議されました。

当協会からは、委員として後藤副理事長が出席しました。

- (1) 今年度の委員会活動
- (2) 今年度の検討事項
- (3) 今後のスケジュール

岐阜県環境推進協会通常総会の開催

平成19年6月5日(火)に、岐阜県環境推進協会の平成19年度通常総会が「岐阜県庁大会議室」で開催されました。総会では、次の議案が全て全会一致で可決承認されました。

総会の席上、環境保全・公害防止功労者等の協会長表彰があり、また、総会終了後に講演会が開催され、(財)日本エネルギー経済研究所 地球温暖化政策グループリーダーの佐々木宏一氏が、「エネルギーと地球温暖化～今われわれにできることは～」と題して講演されました。当協会からは、高木専務理事代行が出席しました。

- (1) 平成18年度事業報告、収支決算報告
- (2) 平成19年度事業計画(案)、収支予算(案)
- (3) 規約の変更
- (4) 役員の改選

産業廃棄物処理関係講習会の受講結果

平成19年度講習会のうち、7月5日～6日に開催された産業廃棄物の許可申請に関する講習会(新規：収集・運搬課程)の受講結果は、次のとおりです。

開催日	定員	申込者数	受講者数
7月5日～6日	120人	128人	125人

(会場：岐阜市内の県民ふれあい会館)

新規加入会員の紹介

平成19年5月17日に開催された第1回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員 代表者名	住 電 話 番 所 号	業の区分	備考
株式会社 兼子 代表取締役 兼子 卓三	〒424-0204 静岡市清水区興津中町990 ☎054-369-1178	収集運搬業 中間処理業	
株式会社 鈴木組 代表取締役 鈴木俊男	〒501-6321 羽島市桑原町八神2077 ☎058-398-7890	収集運搬業 中間処理業 最終処分業	
有限会社 大晶 代表取締役 長谷川 浩成	〒501-2125 山県市洞田863-21 ☎0581-36-2377	収集運搬業 中間処理業	
東海エコシステム 株式会社 代表取締役 宮崎 進	〒509-7206 恵那市長島町久須見1135-30 ☎0573-26-0550	中間処理業	

平成19年6月22日に開催された第2回理事会で、次のとおり新規会員が承認されました。

【正会員】

会員 代表者名	住 電 話 番 所 号	業の区分	備考
中部興運 株式会社 代表取締役 福下勝良	〒503-2227 大垣市青野町1106 ☎0584-92-1278	収集運搬業	

(参考) 会員の状況

会員区分	18年12月13日現在	入会数	退会数	6月22日現在	増減
正会員	372	5	8	369	△3
賛助会員	107	0	2	105	△2
特別会員	2	2	2	2	0
合計	481	7	12	476	△5

社名変更の紹介

(平成19年4月から平成19年6月までに届出のあった分)

区分	新社名	旧社名
正会員	株式会社 フジコン	富士コンクリート商事 株式会社
	玉木 泰治（玉木建材）	玉木 征治（玉木建材）
賛助会員	河内 新治（中小企業診断士事務所）	河内 新治（かわち労経事務所）

変更届について（お願い）

当協会会員の社名・代表者・所在地・処理業の許可区分等に変更を生じた場合には、お手数ですが、事務局までご連絡くださるようお願いいたします。ご連絡をいただいた後、「変更届」の用紙をお送りします。

なお、正会員にあっては、許可区分及び許可内容等に変更を生じた場合は、この「変更届」に許可証の写しを添付くださるようお願いします。

[連絡先] ☎500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 (岐阜県水産会館内)

社団法人 岐阜県産業環境保全協会 事務局

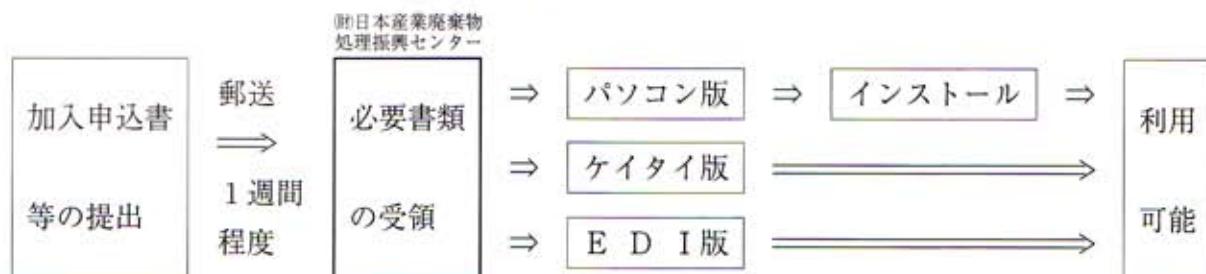
TEL <058> 272-9293 FAX <058> 272-6764

〈電子マニフェストシステム(愛称: JWNET)の加入申込み〉

—事業者のマニフェスト事務の効率化を図るために—

○ お申込み方法

加入申込書、預金口座振替依頼書等の提出が必要です。加入申込書の用紙は JWNET ホームページ (<http://www.jwnet.or.jp/>) から印刷することも可能ですが、当協会に加入申込書等の関係書類を備えておりますので、加入申し込みをされる方は、当協会へお問い合わせください。申し込みをしてから、1週間程度で手続きが完了し、(財)日本産業廃棄物処理振興センターの情報処理センターから加入証等が送付されます。なお、インターネット (Web) での申し込みもできますので、詳細は JWNET ホームページをご覧ください。



○ 加入の単位

- 排出事業者

排出事業場単位または排出事業場を管轄する支店、営業所等の単位で加入できます。

- 収集運搬業者

業者単位です。複数の加入者番号を取得することもできます。

- 処分業者

処分事業場単位です。同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることができます。

○ 利用料金

【処理業者】

料金区分	収集運搬業者	処 分 業 者		
		処分報告機能のみ利用	処分報告機能+2次登録機能の利用	
			A料金	B料金
加入料 (加入時のみ)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)	5,000円(税抜き)
基本料 (年額)	12,500円(税抜き)	12,500円(税抜き)	25,000円(税抜き)	40件まで 12,500円(税抜き)
使用料 (登録情報1件につき)	—	—	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

お 知 ら せ

【排出事業者】

料金区分	A 料 金 (多量排出事業者向け)	B 料 金 (少量排出事業者向け)
加入料 (加入時のみ)	5,000円(税抜き)	3,000円(税抜き)
基本料 (年額)	25,000円(税抜き)	40件まで 2,000円(税抜き)
使用料 (登録情報1件につき)	10円(税抜き)	41件から 60円(税抜き)

なお、平成19年9月30日までは、「電子マニフェスト普及促進キャンペーン」期間中のため、次の特典があります。

《普及促進キャンペーン》

- ・実施時期 平成19年4月1日～平成19年9月30日
- ・対象者 上記期間中の加入者及び上記期間中の加入申込者
(期間内に消印のある加入申込書は、対象とします。)
- ・特典 加入料(5,000円又は3,000円)が無料となります。
(基本料及び使用料は、別途お支払いとなります。)

○ お問い合わせ先

・社岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12 岐阜県水産会館1階
TEL 058-272-9293 FAX 058-272-6764

・財日本産業廃棄物処理振興センター 情報処理センター(サポートセンター)

〒103-0012 東京都中央区日本橋堀留町2-8-4 日本橋コアビル2階
TEL 03-5811-8296 FAX 03-5811-8277
ホームページ <http://www.jwnet.or.jp/>
Eメールアドレス info@jwnet.or.jp

許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の更新許可申請に関する講習会を受講していないと更新許可申請は受け付けてもらえません。
更新許可講習会の修了証の有効期限は、発行日から2年以内です。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月～3ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

<協会への入会のおすすめ>

— 協会組織の拡充・活性化強化を図るために —

当協会は、産業廃棄物の適正な処理、積極的な再生利用等を推進することにより、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、もって県民の福祉の向上に寄与することを目的としています。

産業廃棄物処理業界が健全な発展をしていくためには、より多くの方々の結束が必要であり、組織を更に強固なものとしていくことが、肝要であります。

協会会員の増強につきましては、従来から努力しているところでありますが、未だ十分とは言えないので現状であります。このため、できるだけ多数の方々に入会いただき、協会組織の強化・活性化を図ることが必要と考えております。

会員各位におかれましては、未加入の処理業者へは正会員に、また、排出事業者には賛助会員として、ご入会をお勧めいただきますよう、お願ひいたします。

◎ 入会金 正会員 10,000円

◎ 会費 正会員 月額 10,000円
賛助会員 年額 30,000円

◎ 入会方法 入会には申込書を提出していただきますので、下記の協会事務局へ電話などでご連絡ください。入会申込書をお送りします。また、受付後、参考資料などをお送りするとともに、入会金及び会費等についてお知らせします。

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

〒500-8384 岐阜市薮田南1-11-12

岐阜県水産会館1F

TEL 058-272-9293

FAX 058-272-6764

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約330件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

- 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
- 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用する場合は、事務局へご確認ください。
 - 銀 行 (十六・大垣共立・岐阜)
 - 信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)
 - 信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)
 - 農業協同組合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)
 - 労 働 金 庫 (東海労働金庫)
 - 郵 便 局 (全国の郵便局)
- ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
- お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

• 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	10月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

• 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058 (272) 9293 (担当: 大谷)

産業廃棄物管理票（マニフェスト）の購入方法

産業廃棄物管理票（マニフェスト）は、下記の方法で購入することができます。

- 当協会事務局へ来所され、直接購入する。（窓口にて「購入申込書」に、ご記入いただきます。）
- 発送により購入する。（FAXによる注文）

発送を希望される方へのご案内

- 次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書」に記入漏れのないよう必要事項をご記入の上、FAXでお送りください。
 - 代金の支払いについては、送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「郵便払取扱票」により、到着日を含め10日以内にお振込みください。
 - 各種連続票は、申込書受信後に発行元より取り寄せる場合があります。その場合は、お届けするのに1週間前後かかりますのでご了承ください。
- ☆ 産業廃棄物管理票（(社)全国産業廃棄物連合会発行）、建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページの「産業廃棄物管理票（マニフェスト）申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

【お申込み・お問い合わせ先】

社団法人 岐阜県産業環境保全協会

(担当：村瀬)

TEL 058(272)9293

FAX 058(272)6764

(社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No. _____ ~ _____

* No. _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト） 購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設九団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 54ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設九団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 120円(実費)	冊

平成 年 月 日

〒

住 所

会 社 名

*事務局記入欄

支払方法	振込No
	現 金
	整 理

代表者氏名又は

取扱責任者氏名

印

電 話 番 号

F A X 番 号

(注) *印の欄は、記入しないでください。

保全協会報「ぎふ環境保全」編集委員

6月22日開催の第2回理事会において、委員が改選されました。

委員長及び副委員長は、次回開催の委員会で互選されます。

委員（50音順）

天池孝一 大野安一 兼松誠吾 川合清和
野々村 清野村清晴 服部康夫 山口繁

編集後記

最近、産業廃棄物処理業界にとって明るいニュースが報じられました。それは、永年懸案となっていた御嵩町の産業廃棄物処理場建設問題に関し、岐阜県知事、御嵩町長および寿和工業社長の三者による話し合いがスタートし、三者とも問題解決することに合意されたことあります。

経済活動がある限り、廃棄物の発生は免れないことであり、健全な環境を保全するためには、それらを適正に処理しなければならないことは自明の理であります。ところがそのプロジェクトが偏見、誤解、エゴ、隠蔽、怠慢、憎悪、暴力などによりどうにもならない状況に至ったのが御嵩産廃問題であります。その社会的影響は計り知れないものであり、経済的損失は膨大なものとなりました。問題は、その損失を誰が負担するのか誰も知らないことあります。

御嵩産廃問題の解決が容易でないことは誰でも知るところであります。しかも、単に当事者間の問題ではなく、岐阜県の県民、産廃排出企業、産廃処理業者に課せられた社会問題でもあります。そこに大きな期待がかけられる所以でもあり、叡智を結集して、万民の納得する解決案が導き出されるよう節に願うばかりであります。

『この世で起きたことは、この世で解決する。』

自分の主張を悪戯に主張するのではなく、いかに解決するかを論じて頂きたい。そこに本来の解決があるものと信じます。

[言葉の宝石]

「同心協力」（三国志演義）

劉備、关羽、張飛の三人が、桃園で義兄弟の契りを交わした故事から出た言葉で、大きな夢に向かって、心を合わせて協力し夢を実現するという意である。

記 Y.O

平成19年7月15日発行

第71号

編集発行 社団法人岐阜県産業環境保全協会

理事長 坂 志郎

〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL <058>272-9293

FAX <058>272-6764

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozon/>

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク



吉川組合半100%再生紙を使用しています



日本興亜損害保険株式会社

NIPPONKOA
INSURANCE

岐阜支店営業第1課 担当 折笠 TEL <058>253-9822

クリーンな社会づくりをめざす
21世紀のパイオニア

としわ
寿和工業株式会社

■ 環境計量証明事業（岐阜県濃度18号）

廃棄物・水質・土壤・臭気の分析等を行っています



産業廃棄物

- 溶出試験
- 含有試験

水 質

- 地下水
- 湖沼水
- 河川水
- 工業用水
- 凝化槽放流水
- 工場排水、など

土 壤

- 底質
- 田、畑土、など

肥 料

- 有機肥料
- 化学肥料
- 食害栽培試験

臭 气

土壤汚染状況調査

- H15.1.20 環境大臣指定調査機関指定
指定番号 環2003-1-145

■ 産業廃棄物収集運搬・最終処分業（管理型）

産業廃棄物処理業

- (処 分 業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油（タールビッチ） ・13号廃棄物

- (収集運搬業) ・燃え殻 ・汚泥 ・廃プラスチック類 ・金属くず ・動植物性残さ ・木くず
・紙くず ・繊維くず ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ・ゴムくず
・廃油 ・13号廃棄物 ・廃酸 ・廃アルカリ

特別管理産業廃棄物処理業

- (処 分 業) ・特定有害廃石綿等

- (収集運搬業) ・特定有害廃石綿等 ・引火性廃油 ・腐食性廃酸 ・腐食性廃アルカリ
・感染性産業廃棄物 ・特定有害廃油 ・特定有害廃酸 ・特定有害廃アルカリ
・特定有害燃え殻 ・特定有害汚泥 ・特定有害ばいじん

※許可内容詳細についてはご相談ください。

■ 建設業

■ 砂利、砂、碎石の製造販売

■ 環境関連機器販売

排出業者の皆様

産業廃棄物の処理について、お困りの点・お悩みの点などございましたら、
何なりと、下記までご連絡ください。

本社／〒509-0214 岐阜県可児市広見1丁目47番地

TEL. (0574) 62-2121 (代) FAX. (0574) 62-6661

電子マニフェスト普及促進キャンペーン

《キャンペーン期間を平成19年9月30日まで延長します》

—平成19年9月30日までの間に加入すると、**加入料が無料**となります—

電子マニフェスト制度は、事務処理の効率化、法令遵守、データの透明性等の観点から大きなメリットがあります。この期間に、是非、本特典をご利用いただき、電子マニフェストにご加入いただきますようご案内申し上げます。

《普及促進キャンペーン》

- 実施期間 平成19年4月1日～平成19年9月30日
- 対象者 上記期間中の加入者及び上記期間中の加入申込者
(期間内に消印のある加入申込書は対象となります。)
- 特典 加入料(5,000円又は3,000円)が無料となります。

(注1) 本キャンペーンによって加入していただいた場合、「加入料」は無料となります、「基本料」と「使用料」は加入申込書に記載された「利用開始希望日」からの支払いとなります。

(注2) 本キャンペーンによって加入していただく場合、「利用開始希望日」は、最長「平成19年12月31日」までとさせていただきます。

電子マニフェストに関する詳細な情報は、JWNETホームページに記載されておりますので、ご参照ください。

[ホームページアドレス] <http://www.jwnet.or.jp/>
[E-Mailアドレス] info@jwnet.or.jp

[お問合わせ先] (財)日本産業廃棄物処理振興センター
情報処理センター 管理部
TEL (03)3668-6513 FAX (03)3668-7323

2007 NEW環境展 名古屋会場

○ テーマ ~守ろう地球 創ろう共生社会~

(廃棄物処理・再資源化/大気/水質/土壤汚染防止改善/エコ・グリーン製品/省・新エネルギー)

○ 会期 平成19年11月14日(水)～16日(金) 3日間

○ 開催時間 午前10時～午後5時(最終日は午後4時)

○ 会場 ポートメッセなごや(名古屋市港区金城ふ頭2-2)

○ 規模 屋内 500小間 屋外 50小間

○ 動員計画 4万人

○ 入場料 500円(税込)

○ 主催 (株)日報アイ・ビー

○ 協催 愛知県



※ 今年は名古屋市で開催されることから、(社)岐阜県産業環境保全協会からの出展を計画しております。出展をご希望される方は当協会までお知らせください。



自然に優しい未来を築きたい

We Love Nature & Future



HATSURI
KIMURA
CORPORATION

株式会社
はつり
研木村

■本社
〒503-0856 岐阜県大垣市新田町5丁目22番地
TEL(0584)89-7195(代) FAX(0584)89-7978

■研木村リサイクルセンター
〒503-0993 岐阜県大垣市荒川町東大グラ917-1
TEL(0584)92-2823 FAX(0584)92-1004



「クリーンな県土」と「産業の活力」に貢献



TAKAI

産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、名古屋市、三重県、滋賀県、福井県、京都府)

許可品目

燃え殻、廃アルカリ、繊維くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、汚泥、廃プラスチック類、動植物性残渣、廃油、紙くず、ゴムくず、廃酸、木くず、金属くず

積替保管

(岐阜県)

許可品目

廃油、汚泥、廃プラスチック類、金属くず、繊維くず

特別管理産業廃棄物収集運搬業

(岐阜県、岐阜市、愛知県、三重県)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

特別管理産業廃棄物中間処理業

(焼却、中和)

許可品目

引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ

産業廃棄物中間処理業

(焼却、破碎、圧縮、切断、脱水、中和)

許可品目

汚泥、廃油、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、ガラスくずコンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、廃酸、廃アルカリ

電子マニフェストを導入しています

産業廃棄物の処理は
タカイ商事にご相談下さい

産業廃棄物総合焼却処理工場



〒501-1183

岐阜県岐阜市則松1469番地の3

TEL (058) 239-9931

FAX (058) 239-9828

E-Mail takaisho@sweet.ocn.ne.jp

URL <http://www4.ocn.ne.jp/~sanpai/>

企 業 理 念

“安全で安心”循環型社会の創造は
私たちの使命です



有限会社 海津リサイクルセンター

「廃棄物は貴重な資源」でありその適正な処理は、生活環境および自然環境(環境アセスメント)の保全を図る上で極めて重要なことあります。創業精神である「再資源・再利用・再使用・転用化」を目指して、一般廃棄物、産業廃棄物の収集・運搬・処理・処分のトータルシステムの確立に取り組んでおります。

環境保全と循環型社会構築を使命とする企業として、環境に関するグローバルスタンダードである『ISO14001』認証を取得いたしました。

私どもは「自らの事業活動で発生する環境負荷の低減」という課題にも、積極的に取り組んでおります。



有限会社 海津リサイクルセンター

〒503-0643 岐阜県海津市海津町札野434
Tel.0584-53-3103 Fax.0584-53-3104

<http://www.satomasa.co.jp> E-mail : info@satomasa.co.jp

サトマサ株式会社

〒496-0045 愛知県津島市東柳原町1-26
Tel.0567-28-3103 Fax.0567-26-4843



社団法人 岐阜県産業環境保全協会